

税務情報 Q&A

納税者に対する信用格付が変更されたと聞きましたが、
説明してください

～「納税信用管理弁法(試行)」の施行～

A: 中国の税務機関は納税者による誠実、自律的な納税の促進を目的として納税者の信用評価を行い、A からD までの4 ランクに格付しています。A 級を優良納税者、B 級を正常管理の納税者、C 級を厳格管理の納税者、D 級を重点監督管理対象の納税者としています。今般、当該格付制度の根拠となる「納税信用等級評定管理施行弁法」(国家税務総局 2003 年第 92 号、以下“旧弁法”と表記)が廃止され、2014 年 10 月 1 日「納税信用管理弁法(試行)」(国家税務総局 2014 年第 40 号、以下“新弁法”と表記)が新たに施行されます。

今回の改定は、これまでと同様に信用評価の高い納税者を優遇し、信用評価の低い納税者に厳格管理を求めるもので、特に厳格管理には強化が図られています。

新弁法では、評価項目を大幅に増加させると共に、税務当局以外の外部機関による外部情報も評価項目に加えられました。特に、納税者に深刻な信用失墜行為があれば、D 級が即時適用される点が重要事項に挙げられます。また、旧弁法では 2 年に一度、信用評価が見直しされていましたが、新弁法では毎年 4 月に見直しを実施されます。更に、新弁法では納税者が自身の格付を確認できるサービスを税務当局が提供すると定めており、格付結果に対し納税者が異議申し立てを行えば、税務当局は再評価を実施しなければなりません。

■ 信用評価方法

(1) 指標総合点による格付方式

新弁法においても、旧弁法と同様に各評価項目の指標ごとに算出された総合点に基づいて格付を行います。格付に係る各指標及び点数配分は、「納税信用評価指標及び評価方式(試行)」(国家税務総局 2014 年第 48 号)¹に詳細に定められています。当該指標は、税務当局が有する税務内部情報と、銀行、税関、工商行政管理局などによる外部情報から構成されます。

税務内部情報は税務申告、源泉徴収、増値税発票の発行、取得、保管情報等を含む経常性の指標情報と、納税評価情報や税務調査情報を含む非経常性の指標情報から構成されています。非経常性の指標が完備されていれば満点(100 点)から減点を開始しますが、同指標が不完備であれば 90 点から減点していきます。

¹ 国家税務総局 2014 年第 48 号の詳細内容は、国家税務総局 Web サイト、以下 URL を参照のこと。
(URL: <http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c772015/content.html>)

外部情報は外部参考情報と外部評価情報とに分かれ、現状、外部参考情報は参照項目で実際の減点対象項目ではありません。また、実際の減点項目とされる外部評価情報には、上記の外部機関からの税務関連情報が含まれています。

税務内部情報、外部情報共に、各指標の配点にはウエートが掛けられ、1項目で最大11点の減点となります。これら各項目の合計により、指標総合点に基づき、以下の通り、A級からD級に分類します。

【新弁法に伴う、信用格付の概要】

等級	信用格付方法		税務当局の納税者に対する管理措置
	旧弁法	新弁法	
A級	95点以上	90点以上	優良監督管理対象→奨励措置あり
B級	60点以上 95点以下	70点以上 90点未満	正常監督管理対象→格付状態を見て、A級管理措置を選択する
C級	20点以上 60点以下	40点以上 70点未満	厳格監督管理対象→格付状態の変化を見て、D級管理措置を選択する
D級	20点以下	40点未満 或いは直接格付方式の要件に該当	重点監督管理対象→制限措置あり

(2)直接格付方式によるD級の即時適用

新弁法における最重要改定事項として、特に深刻な信用失墜行為に対する直接格付方式の採用、すなわち納税人に深刻な信用失墜行為があれば、即時にD級を適用すると規定した点にあります。D級に関しては、総合点が40点以上であっても、脱税、輸出税額還付の詐取、虚偽の増値税発票の発行などの信用失墜行為が、以下の直接格付方式の要件に該当すれば、D級が即時適用されます。

【D級が即時適用される、主要な直接格付方式の適用要件】

- 脱税、追徴納税忌避、輸出税金還付詐取、増値税専用発票の架空発行等の行為が存在し、判決を経て税務関連の犯罪を構成する場合
- 上記の脱税、詐取、架空発行等の行為が犯罪を構成してはいないものの、脱税金額が10万元以上且つ各種納税すべき総額の10%以上に達する場合
- 上記の脱税、詐取、架空発行等の行為が存在するが、既に税金、滞納金、罰金を納めている場合
- 規定期限内に税務機関の結論に基づく税金、滞納金、罰金を納付していない場合
- 暴力、威嚇による納税拒否、或いは税務機関が法に基づいて実施する税務取調べの執行行為を拒絶、妨害する場合
- 増値税発票管理規定の違反或いはその他発票管理規定の違反行為により、その他納税者或いは個人に税金未納、過少納税、或いは税還付詐取をもたらした場合

- 虚偽の申告資料を提供し、税収優遇政策を享受している場合
- 輸出税還付を詐取したことにより輸出税還付(免除)資格が停止され、当該停止期限が未到来となっている場合
- D級納税者の直接の責任者により登録登記したもの或いは経営責任を負うもの
- 税務機関が法に基づいて認定した、その他深刻な信用失墜の状況が存在する場合

■ 新弁法の施行による納税者への影響

A級が適用されれば、税務機関による奨励措置を享受できる一方で、D級に分類されれば、納税人は税務当局の厳格管理下に置かれると共に、ビジネス取引も含めた制限が課せられます。

(1) A級納税者

A級納税者に対しては、税務当局は奨励措置を実施することが可能です。税務調査の免除や輸出増値税還付(免税)手続きの簡素化が認められた旧弁法と比較すると、納税者が享受できる直接的なメリットは縮小しているものの、新弁法でも、以下の奨励措置が挙げられます。なお、実際の経営期間が3年に満たない場合には、指標総合点が90点以上であってもA級認定は受けられません。

【A級納税者が享受可能な主要な奨励措置】

- 税務当局は主体的に社会に対して、A級納税者のリストを公表する
- 一般納税者は1回に3ヶ月分の増値税発票の使用量を受領することが可能であり、増値税発票の使用量を調整する必要がある場合、即時に対応する
- 納税者は普通発票を需要に基づき、使用できる²
- 3年連続してA級格付を受けた場合、納税人は上記に加えて、税務機関の優先受付窓口(中国語:绿色通道)により、或いは専門人員による税務関連事項の処理サポートを享受できる
- 税務機関及び関連部門が共同して奨励措置を実施し、現地の実情に合ったその他奨励措置を採用する

(2) D級納税者

D級納税者に対しては厳格管理を行うと共に、以下の制限が課せられます。なお、2年連続してD級が適用された場合、3年目にA級評価を受けることは認められません。

² 普通発票の受領は、通常“交旧供新”方式、或いは“驗旧供新”方式のいずれかが実行され、いずれにおいても新たな発票の受領には、手元にある未使用の発票を使い切ることが前提となる。なお、“交旧供新”方式は、納税者が使用済の発票綴りを税務当局へ提出することにより、発票の新たな交付が受けられる。一方、“驗旧供新”は、納税者が使用済の発票綴りを税務当局に提出し、税務当局が発行開始日や終了日、発票の開始番号や終了番号、累計の発行金額などの発票使用状況を審査し、その正当な使用を確認した後に、発票の新たな交付が可能となる。

【D 級納税者に課せられる主要な制限措置】

- D 級納税者及びその直接の責任者の名簿を公開し、その直接の責任者により登記登録する或いは経営責任を負うその他納税者の格付を直接 D 級に格付する
- 増値税専用発票の受領は、一般納税人政策の指導期間に照らして処理³する。また、普通発票の受領は使用済みのものを提出してから新しいものが交付され、更に厳格な数量制限の設定により提供される
- 輸出増値税還付の審査を強化する
- 納税評価を強化し、送付された各種資料を厳格に審査する
- 重点監督管理の対象とし、調査頻度を高め、違反行為に対しては処罰のうち最低基準の適用は不可とする
- 格付結果は、関連部門に通報し、経営、投融資、政府提供の土地取得、輸出入、入出国、新会社の登録、プロジェクトの入札、政府購買、安全許可、生産許可、就業資格、資質審査等において制限或いは禁止を勧告する

このように、A 級評価により奨励措置が享受できると共に、格付の低下に伴い税務当局の管理がより厳格化されるため、可能な限り良好な格付を享受することが望ましいことは言うまでもありませんが、特に D 級が適用された場合には、実際の取引に制限の課せられる可能性が生じるなど深刻な影響が生じ得ます。従いまして、特に深刻な信用失墜行為が発生しないよう、現地法人に税務コンプライアンスの遵守を徹底させるよう、注意が必要です。

³ 「増値税一般納税者納税指導期間管理弁法」(国税発[2010]40号)では、“小規模商業貿易納税者は、指導期間納税中に購入する、専用伝票の領収書発行最高限度額は 10 万円を超えてはならない。その他一般納税者の専用増値税発票の最高発行限度額は、納税者の実際の経営実態に基づき、毎回の専用伝票の供給量を査定する。但し、毎回の専用伝票販売数量は 25 部を超えてはならない”等と定められている。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited